工事番号

第　　　　　号

会計年度	平成２７年度
事 業 名	庄原市水道事業
費　　目	建設改良費－取水浄水設備費
工 事 名	川西浄水場～川西取水場ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事
工事箇所	広島県庄原市東城町川西　地内

広　島　県
庄　原　市

工　事　仕　様　書

工　事　概　要

工事箇所　広島県庄原市東城町川西　地内

費目	工種	種別	細別	数量 当初	数量 変更	単位	摘要
工事請負費							
	ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工						
		川西浄水場～川西取水場	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ32点・ｱﾅﾛｸﾞ4点 NTT回線（3.4ｋ）	1.00		組	

平成　27　年度

川西浄水場～川西取水場ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事

工 事 価 格

消費税相当額

工 事 費 計

庄原市東城町川西　地内

工　事　概　要

工 事（委 託）名 称	川西浄水場～川西取水場ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事

適 用 世 代 区 分	平成２７年度水道歩掛(H26年土木)［平成27年4月20日以降］【水

単 価 名 称 区 分	適 用 単 価 区 分
労務	平成27年5月(2月改訂)
生コン／アスコン／石材	平成27年5月(4月改訂)③東城
資材一般／その他	平成27年5月(5月改訂)
機械損料	平成26年8月

積 算 条 件 ・ 諸 経 費 情 報	
積算区分	厚 生 省 ・ 当初設計
工種区分	構造物工事（浄水場等）
安全費率	地方部 一般交通の影響なし
契約保証区分	保証無し
前払率	０％から５％以下
諸経費対象額からの控除額	

本 工 事 費 内 訳 書

27年度　川西浄水場～川西取水場ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事

費　目	工　種	種　別	細　　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
本工事費								
	材料費			式	1.000			
		テレメータ装置 デジタル32点・アナログ4点		組	1.000			
		避雷器 NTT回線用（3.4ｋ）		台	2.000			
		電流変換器 ﾄﾗﾝｽﾃﾞｭｰｻ		台	2.000			
		電流計 高角度指示計		台	2.000			
		トランス 200V/100V　300VA		台	1.000			
		既設盤改造費		箇所	2.000			
		保安器箱 W300×H400×D120		個	1.000			

本 工 事 費 内 訳 書

27年度　川西浄水場～川西取水場ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		試運転調整費		式	1.000			
	回線申請（NTT）			式	1.000			
		NTT回線申請費		回線	1.000			
直接工事費								
	共通仮設費率分			式	1.000			
共通仮設費計								
純工事費計								
	現場管理費計			式	1.000			
工事原価計								

本工事費内訳書

27年度　川西浄水場～川西取水場ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	一般管理費			式	1.000			
一般管理費計								
工事価格								
	消費税相当額			式	1.000			
工事費計								

ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事

（川西浄水場～川西取水場）

特 記 仕 様 書

平成 27 年度

目　　次

第１章　　総　　則

第１節　概　　要

１．まえがき

本仕様書は、川西浄水場～川西取水場ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事における電気設備機器の設計製作据付、並びに試運転に関する事項を示すものである。施工にあたり試運転が良好なる成績になる迄の責任施工とする。

２．工　　事

(1) 工 事 名　　川西浄水場～川西取水場ﾃﾚﾒｰﾀｰ整備工事

(2) 工　　期　　平成 27 年 契約日　から　平成 27 年 12 月まで

(3) 工事場所　　広島県庄原市東城町川西（川西浄水場・川西取水場地内）

３．工事の概要

本工事は既存の老朽化した通信線を廃止し、NTT 回線を利用したﾃﾚﾒｰﾀｰ設備を設置するものである。並びに今回新設する設備の運転制御に必要な電気設備機器の試運転調整を行うものである。

４．準拠規定

本工事の設計並びに施工に対し、機器の製作，据付，配管工事は、本仕様書によるほか、下記の諸規定に準拠するものとする。

(1) 日本工業規格　（ＪＩＳ）

(2) 日本電機工業会規格　（ＪＥＭ）

(3) 電気学会電気規格調査会標準規格　（ＪＥＣ）

(4) 電気設備技術基準　（通産省令）

(5) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)　（国土交通省）

(6) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)　（国土交通省）

(7) 水道施設設計指針　（日本水道協会）

(8) 労働安全衛生法及び同施行規則　（厚生労働省）

(9) 日本水道協会規格　（ＪＷＷＡ）

(10)その他関係法令及び基準等

５．質　　疑

本仕様書並びに添付図面は、基本概要を示すものであるから質疑を生じた場合は協議の上、監督員の指示に従うものとし、明記していない部分、数量の増減等及び、運転保守並びに設備工事完成上必要なものについては、一切工事費の枠内で請負人が責任を持って完備すること。

６．施工範囲

工事設計書に示す機械設備及び、付帯工事の設計，製作，据付並びに試運転迄の一切の工事を請負人は責任をもって施工するものとする。

７．工事の実施

請負人は、契約後速やかに監督員と詳細な打ち合わせを行い工事に着手するものとし、打合せ記録は必要部数(2 部)を提出すること。

８．保　　証

(1) 設備工事の保証期間は、工事完成日より１ケ年とする。

(2) 工事完了後明らかに請負人の設計，製作の不備及び施工に基づくものと判断される故障が生じた時には、協議の上、監督員の指示に従い請負人は速やかに無償にて修理又は取り替えを行うものとする。

但し、天災，地変，不可抗力による事故又は取り扱い上の不注意による事故に対しては、この限りではない。

９．承認図

本仕様書ならびに添付図面に記載する事項は、主要なもののみを示すものであるから請負人は、契約後速やかに次の書類を提出して承認を受けるものとする。

＊必要な提出書類・内容については、監督員と協議する

(1) 機器配置図・配置配管図

(2) 各機器外形寸法及び構造図（主要寸法，材質を記入）

(3) シーケンス・ブロック図等

(4) 工　程　表

(5) 製作仕様書

(6) 各種検査成績表

(7) 機器取扱説明書

(8) その他必要なもの

(9) 完成図書

承認図は２部（返却用１部を含む）提出とする。

第２節　試運転及び検査

１．一般事項

(1) 本設備に使用する機器は、関係規格によって製作し所定の試験に合格したものとする。

(2) 機器の試験結果は全設備完成後各機器の試験成績をとりまとめ、完成図書に添付して提出すること。

(3) 試験ならびに検査は、監督員立会いのもとに請負人が行うことを原則とするが監督員が立会うことができない場合や汎用機器については、製作工場で試験を実施し、その成績表，性能試験表を提出するものとする。

(4) 主要機器の工場検査並びに現地試験については、以下に記載するとおりとする。

２．工場試験並びに検査（実施項目については監督員と協議。）

(1) 主要機器

1) 構造検査

2) 外観検査

3) 性能検査

4) 材料及び部品検査（材料試験成績書または規格証明書の提出で代えることができるものとする。）

5) 塗装検査

6) その他必要な試験検査

材料試験の必要なものに対しては試験片を採取し、JIS に基づいた試験を行って試験成績書を提出するものとする。

製造業者の規格証明書付のものについては原則として試験を省略し、証明書を提出し承諾するものとする。

(2) その他打ち合わせによる。

３．現地試験並びに検査

現地据付完了後、下記の試験を行うものとする。

(1) 機器据付け外観検査

(2) 運転検査

本検査によって欠陥が見出された時は、たとえ工事検査に合格していても良好と認められる状態になるまで補修又は取り替えを行うこと。

４．工事完了引渡し

諸検査完了をもって工事全般の終了とする。

５．そ　の　他

細部については、本市監督員に指示を受けること。

第３節　テレメーター設備

(1) 概　要

本設備は、川西取水の各種信号（アナログ・デジタル）をＮＴＴ専用回線を利用し、中央（川西浄水場）にて遠方監視を行う目的で設置する。

＊既設架空線は、次年度以降の撤去を行うものとする。末端処理のみ施工。

(2)

テレメータ装置(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ 32 点、ｱﾅﾛｸﾞ 4 点)	１組
避雷器（NTT 回線用 3.4ｋ）	１式
電流変換器(ﾄﾗﾝｽﾃﾞｷｭｰｻ)	１式
電流計　高角度指示計	１式
トランス　200V/100V　300VA	１式
保安器箱　　W300×H400×D120	１式
その他必要品	１式
付　属　品	
標準付属品	１式
アンカーボルト・ナット	１式

＊　伝送点数は、現地詳細調査を行い、最終的に打ち合わせにて決定する。

第４節　その他

１．本工事の各種検査および試験に合格したときをもって竣工とする。

２．本工事施工上、当然必要と認められるものは本工事にて施工するものとする。

３．他設備との取合、調整を十分考慮した施工とする。